

「富山県子どもの権利に関する条例（仮称）」制定に関する有識者会議設置要綱

（目的）

第1条 「富山県子どもの権利に関する条例（仮称）」の制定を検討するに当たり、有識者からの意見を幅広く聞くため、「富山県子どもの権利に関する条例（仮称）」制定に関する有識者会議（以下「会議」という。）を置く。

（意見聴取）

第2条 会議において、次の各号について意見聴取及び情報交換を行う。

- (1) 「富山県子どもの権利に関する条例（仮称）」制定に関すること。
- (2) その他会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 会議は別表に掲げる委員をもって構成する。

（座長）

第4条 会議には、委員の互選により座長を置く。

2 座長は、会議を進行する。

（会議）

第5条 会議は、知事が招集する。

2 知事は、必要があるときは、委員以外の者から意見を聞くことができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務を処理するため、富山県厚生部こども家庭室こども政策課に事務局を置く。

（存続の期間）

第7条 会議の存続期間は、条例が制定されるときまでとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月21日から施行する。

別 表

「富山県子どもの権利に関する条例（仮称）」制定に関する有識者会議委員名簿

分野	職名等	氏 名
民間団体	NPO法人はあとぴあ21 理事長	高和 正純
	NPO法人教育研究所 理事長	牟田 光生
子ども・若者当事者	大学生	竹林 舞桜
	大学院生	宮崎 敏
関係団体	富山県保育連絡協議会 (会長)	小島 伸也
	富山県小学校長会 (副会長)	川端 紀代美
	富山県中学校長会 (副会長)	蓑口 義裕
	富山県高等学校長協会 (人権担当)	杉山 紀子
学識経験者	富山国際大学 教授	村上 満
	弁護士	平岡 路子